

賛助会員規約

(総則)

第1条 賛助会員に関して、定款で定めるものの他はこの規約に定める。

(賛助会員)

第2条 本組合の賛助会員は定款 51 条に規定するものでこの規約を承認した団体及び個人をいう。

(加入の承認)

第3条 加入については理事会の承認を得る。

(加入及び年会費)

第4条 本組合の賛助会員の加入金及び会費は次の通りとする。

- (1) 加入金 10,000円
- (2) 会費 年額 1口につき10,000円

(加入金)

第5条 加入金は加入時に一時に払い込まなければならない。

(情報)

第6条 賛助会員には神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会の情報紙送付、及び連合会主催の研修会、催し物等の案内を送る。

(総会への出席)

第7条 賛助会員は所定の手続きを経て、オブザーバーとして総会に出席することができる。

(脱退賛助会員の年会費)

第8条 脱退する賛助会員の既に払い込まれた会費は払戻しをしない。

(規約の改廃)

第9条 この規約の改廃は理事会で行う。

1995年 6月23日 制定
2008年 1月29日 改定
2019年 4月23日 改定